

水循環企業登録・認証制度のあり方検討会（第2回）

議事概要

日時：令和8年7月2日（木）15:00～17:00

方式：対面・オンライン併用

場所：中央合同庁舎3号館 2階水局A会議室

【議事次第】

1. 開会

2. 内閣官房水循環政策本部事務局長 挨拶

3. 座長挨拶

4. 構成員挨拶

5. 議事

（1）水循環 ADVANCED 企業(仮)の選出基準について

（2）水循環企業登録・認証制度における本業・社業の取り扱いについて

（3）その他

6. 閉会

【内閣官房水循環政策本部事務局長挨拶】

（宮武事務局長）

- ・水循環企業登録・認証制度は、令和6年7月に創設され、これまで2回の認証を実施しており、昨日3回目の募集を開始したところである。
- ・認証企業の中には、豊富な実績を積み重ねている企業や、流域に根差した効果的な活動を展開されている先導的な企業も見受けられる。こうした企業は、他の企業にとって水循環の重要性への関心を高め、具体的な行動を促すきっかけとなる存在であり、今後、国内外への情報発信を通じて、水循環政策を主体的に推進する重要な担い手となることを期待している。
- ・また、本制度の目的は、全国の企業に水循環への関心と共感を持っていただき、実際の

活動へとつなげていただくことである。企業自身が元気になり、やりがいを感じ、継続したい、広げたい、他者へ伝えたいと思えるような好循環を生み出していくことが重要である。

- ・こうした考えの下、来年度の4回目以降の認証を見据え、本制度をさらに高いステージに発展させるため、本検討会を設置したところである。
- ・前回の検討会では、本制度の今後の方向性について議論いただき、委員の皆様からは、コレクティブアクションによるビジネス環境改善の必要性や活動内容によっては社業も認めるべきではないかという点、さらには、現状に満足せず、次のステージへの発展を検討すべき時期ではないかといった示唆に富むご意見を頂戴したところである。
- ・これらのご意見を踏まえ、本日の検討会では「水循環ADVANCED企業（仮）の選出基準について」「本業・社業の取扱いについて」、この2点を主な議題として意見交換いただくこととしている。

委員の皆様には、前回同様、それぞれの専門的な知見や経験に基づき、幅広い観点から忌憚のないご議論をいただければと考えている。

【座長挨拶】

（辻村座長）

- ・本検討会は、今回で2回目の開催となるが、先ほど事務局長からも、水循環企業登録・認証制度の3回目の募集が開始されたとの説明があり、制度が年々発展していることを大変うれしく感じている。最初の検討段階から関わってきた立場としても、大変うれしく感じている。
- ・企業においては、これまでも様々な立場や観点から水循環に関する取組が実施されてきた経緯があり、本制度は、そうした取組を可視化し、水平展開を促進するとともに、企業の活動を後押しする役割を担っているものと認識している。企業の皆様が「水循環」というキーワードの下でアクティブに活動することにより、企業だけではなく、我が国の社会全体、さらには国際的なアジアモンスーン地域全体に対しても好循環が広がっていくことを期待している。
- ・先ほど、事務局長からも「好循環」という言葉があったが、非常に重要な言葉だと考えている。単に水が循環するだけでなく、水の好循環を促すことが本制度の重要なアクティビティではないかと考えている。
- ・本検討会には、様々な立場の委員が参加しており、多様な意見が出てくることを非常に楽しみにしている。ぜひ、忌憚のない意見をいただき、本制度がよりよい制度となるよう、将来的に、あるいは未来的に、できれば国際的な認証も視野に入れながら、議論を進めていければと思っている。

【意見交換の概要】

(1) 水循環 ADVANCED 企業(仮)の選出基準について

(辻村座長)

- ・まず、資料1について、ご意見やご質問を頂戴したいと思っている。
- ・資料1では、主にADVANCED企業を認証するための4つの評価軸とその考え方が提示され、それぞれの評価軸ごとの実際の評価手法、審査項目についても提示されている。また、これまでの認証企業の取組の中から、優良と想定される事例も各評価軸や審査項目に対応する形で例示されているところである。
- ・全体を通じて、あるいは、評価軸の考え方や個別の審査項目について、ご意見を頂戴したい。
- ・それでは浅井委員から、お願いしたい。

(浅井委員)

- ・まず、4つの評価軸について、3ページに示されている内容は、全体として妥当なものではないかという印象を持っている。
- ・一方で、5ページ目の審査項目、特に①の項目については、かなり限られた水の視点になっており、少し違和感がある。
- ・私個人的には、健全な水循環というのは、水というレンズから見た社会・環境・経済を包括的に捉える、より奥深い、幅広い概念だと捉えている。例えば4ページ目の図には「水に関する防災・減災」というキーワードが入っている一方で、それに対応する審査項目がどこに位置づけられているのかが分かりづらいと感じている。
- ・また、水量・水質の観点は非常に重要だが、その水量や水質を確保するための取組が、エネルギー消費や、温室効果ガス排出の視点から見てどうなのか、あるいは、何らかのトレードオフが生じていないかといった視点も必要ではないかと考えている。
- ・それから、審査項目④の中の「取組を通じて地域の課題解決に寄与しているか」という項目については、大変すばらしい項目だと考えている。そもそも何のために健全な水循環を目指すのか、という原点に常に立ち戻りながら評価をしていくことが重要である。
- ・水とエネルギー、食料、生態系、熱環境といった様々な複合的な課題に対して、水を通じてどのように対応していくのかという視点が重要である。また、そうした課題解決を通じて産業や地域の発展につなげていくといったコンセプトも非常に重要である。
- ・先ほど、座長からもお話があったとおり、技術面に限らず、技術面も含めた様々なイノベーションを促進していきながら、よりよい社会を実現していくという観点を大事にしていくべきではないかと考えている。
- ・一方で、そのような観点をどのような指標で評価していくのかという点については、なかなか難しい部分もあり、現実的には今回示されたような評価項目になると思うが、将来的には、そういった方向性を意識しながら、評価手法を深化させていくことが望

ましいのではないかと思います。

(辻村座長)

- ・防災・減災の観点に言及があったが、例えば災害時の安全な水へのアクセスの確保といった間接的な取組は対象になってはいないが、そういった取組も健全な水循環の中に含まれる内容であり評価すべきではないかという点は、ご指摘のとおりである。
- ・また、エネルギー部門の視点については、これまで私自身あまり意識できていなかった視点であった。水量や水質の確保とエネルギー利用、あるいは温室効果ガス排出との関係、さらにはトレードオフの可能性まで含めて考える必要があるというご指摘は重要な視点だと思う。
- ・一方で、トレードオフも含め、どのような形で評価軸や審査項目の中に位置づけるべきなのか、あるいは別の形で評価していくべきなのか、大変重要な問題提起を頂戴したと感じている。
- ・続いて、瀬田委員お願いしたい。

(瀬田委員)

- ・私も、資料3ページに示されている4つの評価軸については、方向性として特に違和感なく、妥当なものではないかと考えている。その上で、本日の主な論点は、資料5ページ目の審査項目であると考えている。
- ・先ほど、浅井委員から、水に関する防災の観点についてご指摘があったが、それは例えば、その流域において防災上の脆弱性などの課題が存在するのであれば、それに対して適切に取り組むべきであるという視点であると理解している。
- ・そうした点も含めて考えると、まず重要なのは、②に記載されている「流域を意識した連携」の部分である。その流域における優先的な課題、共有すべき課題をしっかりと認識しているかどうか、この評価において最も重要なポイントではないかと考えている。
- ・その上で、流域における優先的な課題に対して、自社としてどのような解決に向けた取組を設定し、目標を定め、その目標に向けてどのように取組を行っていくのかについて、できる限り定量的な評価ができる仕組みが望ましいのではないかと考えている。
- ・一方で、①の審査項目については、流域ごとに抱えている水の課題は千差万別であり、その多様性こそが流域の特徴であるため、制度設計側が「何を行うべきか」を明確に示すのは、非常に難しいと考えている。
- ・そういった観点に立つと、現在示されている内容は、1つの方向性や参考事例として提示することには意義があるが、企業側がそれぞれの課題に応じてKPIや方向性、定量評価の考え方を柔軟に採用できる余地を残しておくことが重要ではないかと考えている。
- ・さらに、そのような評価を行う上で重要な点としては、流域の課題を特定するためには、どうしても地理的な要因を避けて通ることはできない部分があると認識してい

る。企業による取組が、その流域の水課題に的確に対応していくことが一番重要であり、その関係性を明確に示すためには、評価対象となる流域のバウンダリーが、ある程度設定されている必要があると考えている。そういった意味では、どこから水を取水し、使用後の水がどこに排出されるのかといった影響範囲を踏まえて流域を特定するという定義を何らかの形で導入する必要があるのではないかと考えている。

(辻村座長)

- ・ 審査項目①の「水循環を意識した取組・評価」について、企業側がある程度自ら目標や指標を設定できる余地を残した方がいいのではないかとのご指摘は、非常に興味深いご提案であったと受け止めている。私自身も、その趣旨は非常によく理解できる部分があるため、この点については、是非他の委員の皆様のご意見も伺っていききたいと思う。
- ・ また、流域の地理的な要因や地域特性をしっかりと意識するためには、流域をどのように定義するかが重要であるとのことのご指摘もあった。水文学的に言えば、流域は地形上の流域を指すことになるが、今回の制度を考える上では、人間活動もある程度含めたような、範囲や考え方を一定程度明確にしたうえで、企業の取組を評価していくべきではないかという趣旨であったという理解しているが、その理解でよいのか。

(瀬田委員)

- ・ その理解で問題ない。適切な事例かは分からないが、例えば利根川で考えた場合、地理的な意味での利根川の流域は当然存在するが、実際には首都圏は利根川と流域が一緒になっている。
- ・ そのため、単純に地形上の流域を見るのではなく、いわゆる導水路など、水源、水域が実質的に共有化されているのであれば、その範囲を含めて一つの流域の対象として考える必要があると思う。

(辻村座長)

- ・ そのようなご意見も踏まえながら、他の委員の皆様からも意見を頂戴したいと思う。
- ・ それでは、木場委員お願いしたい。

(木場委員)

- ・ 4つの評価軸については、方向性として特に異論はなく、今後、細かな部分を詰めていけばいいのではないかと考えている。
- ・ その上で、少し概念的な話になるが、「ACTIVE企業」と「ADVANCED企業」の違いをもう少し明確に示した方が、企業の皆様も申請しやすい制度になるのではないかとと思う。
- ・ 先ほど事務局長からもお話があったが、ACTIVE企業は着実に自社の取組を実践している企業という位置づけでよいと思う。一方、ADVANCED企業は、その一段上の認証ということであれば、自社の取組に留まらず、その取組が流域全体や地域、さらには他の企業へ波及していくようなインパクトを与える取組が求められるのではないかとと思う。
- ・ 単に評価項目が増えたということではなく、ACTIVE企業とADVANCED企業がどのように違

うのか、あるいはどのような取組を評価しようとしているのかという点を、もう少し整理した方が、本制度の普及や浸透につながるのではないかと感じた。

- ・また、今後ADVANCED企業の認証を行う際も、これまでと同様に企業から申込む形になるのか。それとも、事務局側から推薦することも考えているのかについては、後ほど確認できればと思うが、③「持続可能性」の「活動実績が10年以上あるか」という審査項目については、少し慎重に検討した方が良いと思う。
- ・10年以上と決めてしまうと、その時点で申請企業がかなり限定されてしまう。例えば、活動実績が5年、6年の取組の中でも非常に優れた取組を実施している企業があると思うので、活動年数を一律に設定することについては、もう少し議論が必要ではないかと考えている。あるいは、活動年数そのものを基準とするのではなく、個別の案件については、ここに示されている審査項目だけでなく、有識者が個別に議論しながら判断するという考え方もあると思う。
- ・そういった意味では、あえて「10年」「7年」「5年」といった具体的な年数は設定する必要はないのではないかと感じた。

(辻村座長)

- ・先ほどのご質問について、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

- ・ADVANCED企業についても、基本的には企業から申請する形を想定している。ただし、申請にあたっては、ACTIVE企業の申請内容に加え、追加の資料等を提出していただくことを考えている。また、申請様式についても、ADVANCED企業向けに必要な項目を追加することを想定している。
- ・また、先ほどご指摘いただいた「10年」という活動期間の話も併せて回答する。当初は企業が取組を開始してから10年継続していることを想定していたが、ご指摘のとおり、活動期間が数年であっても、地域と連携して優れた成果を上げている事例も考えられる。
- ・こうした点を踏まえると、有識者委員会で審査の中で総合的に判断するという考え方もあるため、10年という基準については改めて検討したい。

(辻村座長)

- ・木場委員からは、ADVANCED企業とACTIVE企業の違いをもう少し明確にした方がよいというご意見をいただいたと思っている。
- ・ADVANCED企業の目的は、ACTIVE企業の中から水循環の維持・回復に資する活動を効果的かつ持続的に実施している企業を健全な水循環を担うリーダーとして認証することとなり、地域と一体となって流域の水循環活動を先導する企業と位置づけられているが、これは審査を行う側の視点でのACTIVE企業とADVANCED企業の違いを整理していると思う。
- ・一方で、木場委員のご発言は、申請する企業側からの視点で見たときに「ADVANCED企業

になることのメリット」をより明確に示した方が、企業のモチベーションにつながるという趣旨でよいか。

(木場委員)

- ・ そのとおりである。
- ・ 最終的な表彰を含めて、ADVANCED企業になることのメリットが、企業から明確になった方が、取組の意欲も高まるのではないかと考えている。

(辻村座長)

- ・ そういった意味では、ACTIVE企業については事務局長表彰だが、ADVANCED企業は大臣表彰を想定しているという若干の違いはあるが、もう少し明確にメリットを示し、企業のモチベーションにつながるような制度設計を今後検討する余地があると感じている。
- ・ それでは、続いて千葉委員にお願いしたい。

(千葉委員)

- ・ これまでの議論を伺いながら、大きく2点、非常に重要な論点が出てきていると感じている。
- ・ まず1つ目は、①の審査項目に関わる定量的な審査項目をどこまで統一的に設定するかという点である。
- ・ 先ほど、現在の項目だけでは不十分であり、やや限定的ではないかというご意見があった一方で、審査項目をあまりに統一し過ぎるとかえって運用が難しくなるというご意見もあり、いずれもそのとおりであると感じながら聞いていた。
- ・ 例えばAWSでは、個別の評価項目や数値目標そのものを認証するというより、取組のプロセスを認定しているというように理解している。そのため、数値の評価基準を決めてしまうよりは、プロセスの厳密性を評価する考え方の方が適しているのかもしれない。
- ・ 例えば、地域ごとに水リスクや水循環の在り方が異なる中で、その課題に対する自社の活動が与える影響をどのような客観的データに基づいて把握したのかといった点を評価基準にすることも考えられる。
- ・ 評価する側も、単純にイエス、ノーや達成率で判断するのではなく、その課題設定が適切であるか、目標設定が妥当であるか、その目標に対して達成しているかどうかといった段階的なプロセスを評価する仕組みの方が、適しているのではないかと思う。
- ・ 2点目は、先ほど木場委員からもご指摘のあったADVANCED企業とACTIVE企業の違いについてである。先ほどは申請する企業側からの視点でご意見として整理されていたが、これは制度設計そのものに深く関わる論点ではないかと考えている。
- ・ 本制度の目的によって、望ましい制度設計や評価の在り方は変わってくると思うので、今示されているADVANCED企業を健全な水循環を担うリーダーと位置づけ、他の企業の模倣や学習の対象となる好事例を広く発信することを目的とするのであれば、多くの

好事例を幅広く拾い上げられる制度設計が必要になるので、定量的な評価というよりは、地域への貢献といった観点の重要性が相対的に高くなるのではないかと考えている。

- ・一方で、本制度を例えば投資家やステークホルダー、あるいは顧客に対して信頼性の高い指標として示し、企業を選別する基準として活用するような意図があるのであれば、それに見合った制度設計が必要になると思う。
- ・本制度の創設初期の議論においても、AWSやTNFDなどの国際的な基準との接続性や関連性が話題になっていたように記憶している。
- ・将来的にそういった国際的な枠組みとの接続性を意識した日本独自の制度として考えていくのであれば、それらとの接続性を見据えた評価基準の設計も必要になる。
- ・厳密にどの方向性というものないかもしれないが、まずは本制度で何を重視し、何を目的として認証するのかについては、概念レベルで整理する必要がある。

(辻村座長)

- ・ありがとうございます。
- ・確かに、本制度が最終的にどこに向かっていくのかは非常に重要な論点であると感じた。
- ・まさに投資家や株主を含め、その企業を支える関係者に対してアピールしていくことを重視するのか、あるいはその他の企業にも広くアピールしていくことを意識するのかによって、評価軸そのものは大きく変わらないとしても、評価方法はかなり変わってくるのではないかという印象を受けた。
- ・今の千葉委員のご意見に対して、瀬田委員から、例えば投資家を意識した制度として設計するという視点を取り入れることで、企業にとってADVANCED企業になることの魅力や価値が高まるのかどうかといった点について、ご意見をいただければと思う。

(瀬田委員)

- ・今の論点については、前回の検討会でも少し触れたところであるが、企業の立場からすると現在、サステナビリティに関する様々な情報開示の枠組みやガイダンスへの準拠といったものが求められており、これまでのソフトロー的な位置付けから、徐々にハードロー的な要素を伴うものへと移行しつつあるという認識を持つ企業が多いのではないと思う。
- ・その中で、企業としては様々な課題への対応が求められており、それに伴う、人件費や工数などの対応コストも相当高まってきているという認識を持つ企業は多いのではないと思う。
- ・現状、日本企業の多くはGHG（温室効果ガス）への対応を優先している企業が多く、水や自然に関する対応は、今後本格化していく領域であると考えている。そのため、水や自然に関する取組になかなかコストや工数をかけることができないというのが実態ではないかと感じている。

- ・その中で、今後の大きな波としては、今年10月のCOP17において、自然関連の情報開示基準案が示される見込みであるということであり、内容としては、TNFDの内容を基本的には踏襲した形になると考えられる。
- ・そのため、この認証制度が将来的にそうした国際的な枠組みとの接続性を持つものとなれば、本認証を取得することが自然関連の情報開示への入口となるような接続性があると、企業としては2重で対応する必要がなくなるため、非常に魅力的な制度となる。そのようなベネフィットの与え方も、一つの方向性として考えられるのではないかと思う。

(辻村座長)

- ・ありがとうございます。
- ・今のお話を伺うと、審査項目のあり方について、検討の余地があるように思う。①「水循環を意識した取組・評価」の審査項目は、数値目標を中心とした整理になっているが、先ほど千葉委員からご指摘があったようにプロセスを重視するのであれば、審査方法も変わってくる可能性がある。
- ・表現が適切かは別として、評価のルーブリックを構築することで、プロセスを評価する方法も考えられるのではないかと思う。
- ・すでに、②から④の審査項目については、どちらかというとプロセスを評価する内容になっていると思う。そのため、段階的な評価基準に整理し、評価軸ごとに審査項目を設定していけば、ルーブリック的な評価体系に近づいていくのではないかと思う。
- ・また、そのようなプロセス重視でいくと、先ほど瀬田委員や千葉委員からご指摘のあった国際的な枠組みとの接続性とも整合しやすくなるのではないかと思う。
- ・また、仮にADVANCED企業として認証されることで、自然関連情報開示や国際的な枠組みへの対応の入口に立ちやすくなるのであれば、企業にとって大きなモチベーションになるので、先ほど木場委員からご指摘のあったACTIVE企業との違いや、ADVANCED企業の魅力の向上にもつながると思う。
- ・そのため、国際的な枠組みとの接続性については、検討から外すのではなく、むしろ念頭に置きながら今後の制度設計を考えていくことが重要ではないかと感じた。
- ・それでは、関連する点も含めて、引き続き委員の皆様からご意見をいただきたい。

(宮武事務局長)

- ・1点補足させていただきたい。
- ・先ほどのACTIVE企業とADVANCED企業の違いに関する議論について、本検討会の設置に当たり事務局として考えていたことがある。
- ・本認証制度については、認知度は着実に広がってきているものの、「本制度で認証される企業とはどのような企業なのか」という点について、現状では十分に説明できているとは言い難い状況にある。具体的にどのような取組をしている企業を認証している制度なのかの説明に窮する場面が少なくない。

- ・例えば、私としては企業の優良事例を積極的に紹介したいが、特定の企業だけを取り上げると、他の認証企業との関係もあり難しい面があるとなり、紹介できない。また、認証企業の取組についてはホームページに掲載しているものの、現在はテーマごとに多数の事例が並んでいる状況であり、閲覧する側にとって見ようと思えない状況である。
- ・冒頭の挨拶でも申し上げたとおり、優れた取組を積極的に国内外に向けて情報発信し、本認証制度がどのような企業を認証しているのか、また、どのような活動を社会に広げていこうとしているのかを、より明確に紹介していきたい。その背景には、水循環基本法の理念や水循環基本計画の推進といった、我々にとって最も重要な施策を企業とともに進めていくという考えがある。
- ・もちろん、それだけがADVANCED企業のメリットであるとは考えていないが、先ほど議論のあったTNFDとの関係をはじめ、企業にとっての様々な価値や意義も含めて発信していく必要があると考えている。
- ・今回お示しした内容は、どちらかという認証・審査を行う側の視点に偏った整理となっていたため、企業側から見たメリットや魅力についても付け加えていく必要があると感じている。

(辻村座長)

- ・ありがとうございます。非常に重要なポイントであり、その点については、本日の資料に示された論点の中にも関係する内容が含まれていると認識している。
- ・4つの評価軸そのものについては、委員の皆様からおおむね妥当であるとの評価をいただいたものと受け止めている。
- ・一方で、審査項目については、何を評価の中心に据えるのかという点が引き続き重要な論点であるように思う。ACTIVE企業とADVANCED企業の違いをどのように整理するのかという点に加え、将来的な課題ではあるかもしれないが、国際的な認証制度や情報開示の枠組みとの接続性をどの程度意識するのかによっても、評価の考え方や審査項目は変わってくる可能性があるため、この点について、もう少し委員の皆様からご意見を伺いたいと思う。
- ・また、国際認証や国際的な枠組みとの接続性については、本制度の中で今後検討していくべき方向性であるという点について、おおむね異論はないようにも感じている。一方で、そうした接続性を意識し過ぎると、本制度本来の目的や趣旨とは異なる方向に向かう可能性もあるため、現段階ではそこまで踏み込む必要はないのではないかという考え方もあると思うので、その辺りについてもご意見をいただければと思う。
- ・それでは、浅井委員お願いします。

(浅井委員)

- ・国際的な枠組みとの接続性は、重要な視点であると考えている。
- ・一方で、日本政府が運営する認証制度として国内外に発信していくのであれば、国際的

な枠組みとの整合性だけでなく、日本独自の視点や特徴をどのように打ち出していくのかについても併せて考えていく必要があるのではないかとと思う。

- ・その具体的な内容について、現時点で明確な答えを持っているわけではないが、日本やアジア地域においては、水不足だけでなく、洪水をはじめとする「水が多過ぎることによる課題」への対応も重要なテーマである。こうした課題に長年向き合い、対処してきた日本の経験や文化、技術、社会システムには特徴的な部分があると考えている。

(辻村座長)

- ・そういった観点から考えると、水リスクという点については、一概に整理できるものではないことは承知しているものの、欧米を中心とした議論では、どちらかというと渇水リスクに重点が置かれる傾向があるように思う。
- ・これに対し、我が国やアジアモンスーン地域においては、先ほど御指摘のあった「水が多過ぎることによる課題」、すなわち洪水や浸水等の水災害に関するリスクが大きな特徴として存在している。そのように考えると、災害時における安全な水へのアクセスの確保といった視点についても、重要な論点として位置付けられるのではないかとと思う。
- ・また、そうした観点が制度の中で明確に評価され、重視されることについては、我が国から国際的に発信していく上での意義も相当程度あるのではないかと感じているので、その点も考慮して今後検討していく必要があるのではないかと感じている。
- ・それでは、この点も含めて木場委員にご意見を伺いたい。

(木場委員)

- ・私も、今の委員の皆様のご意見と同様の考えである。
- ・日本独自の制度として発展させていくことは非常に重要であり、企業にとっては国際的な説得力という観点も重要である。
- ・そのため、海外の認証制度やサステナビリティに関する評価枠組みとの一定の親和性や整合性が確保されていることは、企業にとって大きなメリットになると考える。そうした点が担保されることで、企業としても認証取得に取り組む意義ややりがいを感じやすくなるのではないかとと思う。
- ・したがって、現時点で直ちに国際的な枠組みとの完全な整合を目指す必要はないとしても、将来的にはそうした認証制度や評価基準との接続や整合性を図っていくことを視野に入れている旨が示されていると、企業にとっても非常に分かりやすく、魅力的な制度になるのではないかという印象を持った。

(辻村座長)

- ・ありがとうございます。
- ・千葉委員には、先ほど国際的な枠組みとの接続性についてもお発言いただいたところであるが、今の議論を踏まえて補足のご意見があればお願いしたい。

(千葉委員)

- ・ 国際的な枠組みとの接続性については、今後意識していかざるを得ないと考えており、その方向性が望ましいと思う。これまでのご意見にもあったように、日本固有の文脈や価値観を踏まえた制度であることも重要である。既存の国際的な基準では十分に評価し切れていない部分を補完していくことが、本制度の意義の一つではないかと考えている。
- ・ 例えば、先ほど座長からもご発言のあった防災・減災の観点や、里地・里山・里海の保全、水源林の維持・管理といった、日本として大切にしていきたい価値を評価項目として位置付けていくことが大事なかなと思う。
- ・ 国際的な枠組みとの接続というところで考えると、企業側の負担を軽減することも重要である。例えば、他の認証制度や開示制度において作成した資料を代替資料として認めることも一つだと思う。
- ・ 以前、企業の方から伺った話で印象に残っているものとして、「制度ごとにボキャブラリーが違うから大変である」という意見があったので、国際的な枠組みで使われている用語や項目の構成をある程度踏襲してあげると企業側の対応コストを抑えることができる可能性があると考えている。

(辻村座長)

- ・ 国際的な枠組みとの接続性を確保しつつ、企業側の負担軽減にもつなげていくという方向性については、委員の皆様から一定の賛同をいただいたものと受け止めている。
- ・ また、今、千葉委員からは「ボキャブラリーをそろえる」という表現があったが、国際的な枠組みとある程度共通した用語や構成を用いることで、企業にとっては既存の取組や開示との連携がしやすくなり、結果として効率化や省力化にもつながるのではないかというご指摘であったと理解している。
- ・ また、国際的な枠組みとの接続性を意識しながら、日本ならではの価値や視点を反映し、既存の枠組みでは十分に届かない部分にも目を向けるという、両方の観点を持った制度として発展させていくことも興味深い方向性ではないかと思う。
- ・ それでは、瀬田委員お願いしたい。

(瀬田委員)

- ・ まず、浅井委員からご発言のあった日本らしさという点についてであるが、文化的・歴史的な側面が重要なキーワードになるのではないかと認識している。
- ・ 私はJWSの立場で本検討会に参加しているが、AWS認証においても文化的側面は非常に重視されている。特に国際的な文脈では、先住民や地域固有の文化との関係が重要な評価要素として位置付けられている。
- ・ 日本では「先住民」という文脈は必ずしもなじみが深くないかもしれないが、日本においても、治水施設の役割を持つ遺跡など、文化的・歴史的な価値を有する資産は数多く存在しており、例えば信玄堤は今でも重要な役割をしていると思う。

- ・そういった遺構は、単なる文化財としてではなく、現在も活用されている社会基盤としての側面を有しているため、こうした施設の保全や維持管理に関する取組についても評価対象とすることが考えられる。
- ・実際にAWS認証においては、このような文化的・歴史的価値に配慮した取組は重要な要素として位置付けられており、評価の際にも重視されている。
- ・また、①の審査項目においては、先ほど申し上げたとおり、流域における水課題をどのように捉えるかという観点が非常に重要である。
- ・AWS認証では、流域で目指すべき大きな方向性として5つのアウトカムが整理されている。1つ目は、流域ガバナンスが適切に機能していることである。2つ目は、持続可能な水収支が確保されていることである。3つ目は、良好な水質環境が維持されていることである。4つ目は、健全な淡水生態系が維持されていることである。そして5つ目は、日本では災害時を除けば大きな課題として認識されにくい面もあるが、安全な水へのアクセスが確保されていることである。
- ・AWSでは、こうした5つの方向性を基準として、現状とのギャップを把握し、そのギャップが、共有すべき水課題として定義されるという考え方が採られており、大枠で目指す方向性が定義されている。その枠組みは地域や国を問わず共通的に適用できる考え方であり、世界のどこであっても大きくは外れない整理になっていると認識している。
- ・そのため、本制度において流域における課題を整理する際にも、一つの参考になるのではないかと考えている。

(辻村座長)

- ・確かにAWSの5つの枠組みについては、委員の皆様も一定程度共有されている考え方ではないかと思う。一方で、今回、新たな枠組みとして制度を発展させていくに当たり、これらとの親和性をどこまで意識して設計していくのかという点については、今後の検討事項であると感じている。
- ・今回提示されている4つの評価軸との関係で見ると、例えば持続可能な水収支という考え方については、評価軸の中に「持続可能性」という形で既に位置付けられている。また、良好な水質環境や健全な生態系といった観点についても、「地域課題の解決」や「地域への貢献」といった評価項目の中で一定程度含まれている部分があるように感じた。
- ・一方で、「安全・安心な水へのアクセス」という観点については、どこか一つの評価軸に対応させるというよりも、むしろ制度全体に共通する視点として整理したほうがよいのかもしれない。
- ・もちろん、考え方としては、AWSの5つのアウトカムに対応する形で、ガバナンス、持続可能な水収支、水質、生態系、安全な水へのアクセスといった評価軸に再編するという方法もあり得る。

- ・一方で、必ずしもAWSの枠組みに合わせる必然性もないので、考え方や精神を取り込みながら整理していくという方向性もあるのではないかなと思う。
- ・4つの評価軸については、先ほどまでの議論を通じて委員の皆様からおおむね賛同をいただいているものと受け止めている。そのため、評価軸そのものを大きく見直すというよりは、今後、評価項目や評価方法を検討していく中で、AWSをはじめとする国際的な枠組みにも一定程度対応できるよう整理していくことのほうが、現実的な方向性ではないかなと感じたところである。

(瀬田委員)

- ・座長の整理いただいたとおりの認識であり、私も4つの評価軸そのものを変える必要はないと認識している。
- ・その上で、先ほど議論となった審査項目①については、「現在の評価項目で十分なのか」「評価対象が限定的ではないか」という論点があったと認識している。
- ・私の発言の趣旨としては、審査項目①で定量的な評価や評価対象となる取組内容を検討する際に、水循環への貢献をどのように評価するかという観点から、先ほど紹介したAWSの5つの目指す方向性を参考にすることができるのではないかなというものである。
- ・したがって、評価軸そのものをAWSの枠組みに合わせて再編すべきという趣旨ではなく、あくまで審査項目や評価内容を具体化していく際の参考として活用できるのではないかなという意図で発言したものである。

(辻村座長)

- ・ADVANCED企業の選出基準に関する論点について整理すると、まず4つの評価軸については、委員の皆様からおおむねご賛同いただけたものと受け止めている。
- ・審査項目については、国際的な枠組みとの接続についても、多くの委員から一定の賛同をいただいたところであり、AWSをはじめとする海外の認証制度との接続性も意識しながら、整理していくことになるのではないかなと思う。
- ・(1)の議題について、さらにご意見や補足等があればお願いしたい。
- ・それでは、浅井委員お願いしたい。

(浅井委員)

- ・表彰制度について、1点コメントさせていただきたい。
- ・表彰を受けることによって、企業の取組や技術、活動内容がより多くの人目に触れるようになり、企業自身はもとより、企業とともに活動している地域やパートナーへの応援にもつながるような仕組みになるとよいと考えている。
- ・資料の中でも企業連携フェアといった取組が示されているが、表彰後のフォローアップとして、できるだけ多くの人に取組を知ってもらえる機会を設けることが重要ではないかなと思う。国内はもちろん、可能であれば国際的な場においても発信できるような機会があると、制度の価値や認知度の向上にもつながるのではないかなと考える。
- ・また、実際に表彰を受けるのは、企業の中のある程度幹部の方になると思うが、現場で

中心となって活動を進めてきた担当者にも光が当たるような仕組みがあると、取組を進める上でのインセンティブにもなるのではないかと思います。

- ・例えば、実際に活動に携わった人々に焦点を当てたドキュメンタリーや紹介コンテンツを制作・発信するなど、取組の背景にある人やストーリーが見えるような発信の方法も考えられるのではないかと感じた。

(辻村座長)

- ・表彰については、もちろん企業のトップや経営層が評価されることも重要であるが、実際に現場で汗をかきながら取組を進めてきた担当者や関係者のモチベーション向上につながるような仕組みも大切である。

(瀬田委員)

- ・先ほど木場委員から、審査項目③「持続可能性」における「活動実績10年以上」という基準についてご意見があったが、私も同様の認識である。活動期間を10年以上と限定してしまうと、対象となる企業がかなり限定され、制度としての間口が狭くなってしまうのではないかと感じている。
- ・むしろ重要なのは、活動が持続的に実施されることを担保できる仕組みや体制が整っているかどうかという点ではないかと考えている。現在の項目は、持続してきた結果そのものを評価する形になっているが、持続可能性が担保できるような点を評価するという項目が、ここに並んでいるといいのではないかなと感じた。
- ・その意味では、例えば、組織としてのコミットメントが取れているというのは持続可能性を支える要素の一つになると思うので、そのような観点を評価項目として位置付けることが適切ではないかと考える。

(辻村座長)

- ・10年というのは、瀬田委員からご指摘いただいたように、長期間にわたり継続的な活動が行われていること、それを担保する状態にあることを評価したいという意図から設定されたものと理解している。しかしながら、10年という年数自体を基準とすると、結果を評価することになってしまうので、「では5年ならどうか」「6年ならどうか」といった不毛な議論になりかねず、本来評価したい内容とは少し異なってくるように思う。
- ・むしろ、活動期間の長短ではなく、持続的に取組を実施できる体制や仕組みが整っているかどうかを評価するほうが、本項目の趣旨に沿うのではないかと感じた。

(2) 水循環企業登録・認証制度における本業・社業の取扱いについて

(辻村座長)

- ・社業・本業の取扱いについては、難しい論点であると認識している。また、これまでも継続的な検討課題として議論されてきた事項であったと思う。
- ・資料2では、社業・本業に関する取組を認証する考え方について、すべてを一律に認め

るのか、それとも一定の基準に基づく審査を経て認めるのかという2案が示されたところである。

- ・この点について、委員の皆様から順にご意見を伺いたい。
- ・それでは、浅井委員お願いしたい。

(浅井委員)

- ・事務局から提案のあった、本業・社業に関する取組についても一定の条件の下で認めていくという考え方は、おおむね妥当ではないかという印象を持っている。
- ・本業の一環として実施されているものであっても、企業としてどの程度、主体的に企画・提案を行っているかが重要であるので、その取組によって、より良い社会の実現につながっていくのであれば、認証対象として認めてもよいのではないかと思います。
- ・また、災害時の対応についても議論があったが、私たちがどのような社会を目指すのかを考えた場合に、実際に災害が発生した場合には、公的支援だけでは対応が難しいため、企業や地域が互いに支え合う社会を目指していくことは重要である。そうした取組は評価されるべきであり、必要な対価を受け取るべきである。
- ・持続可能性という観点でも適切な対価を受け取ることは重要であり、無償でなければ認めないという考え方を取る必要はないと考えている。
- ・さらに、技術革新や新たな仕組みづくりといったイノベーションの観点も重要である。これは必ずしも技術開発に限られるものではないが、仮に商品開発の一環であったとしても、それが将来的に健全な水循環の実現や社会課題の解決に資するものであれば、評価の対象としてよいのではないかと考えている。

(辻村座長)

- ・ありがとうございます。
- ・続けて、瀬田委員お願いします。

(瀬田委員)

- ・まず1点確認したい。
- ・先ほどまでの議題ではADVANCED企業に関する議論を行っていたが、今回の本業・社業の取扱いに関する論点については、ADVANCED企業に限定した話ではなく、ACTIVE企業、ADVANCED企業を含めた認証制度全体に関わる事項として整理されているという理解でよいか。

(辻村座長)

- ・その理解でよい。

(瀬田委員)

- ・その前提で申し上げますと、全ての本業・社業を認証対象として認めるという案1については、そこまで広く認めるのは難しいのではないかという印象を私も持っている。
- ・そのため、方向性としては案2におおむね同意するが、一点気になったのは、必須項目の「自発的な取組」という表現である。

- ・ 今後制度として運用していく際に、この「自発的な取組」という表現だけを見て、制度に初めて接する第三者や申請企業が、現在議論している内容と同じ意味を正しく理解できるかという点には若干の懸念があるため、この言葉の表現は検討した方がよい。
- ・ また、「健全な水循環に役立っていること」という要件については、より明確に定義した方がよいのではないかと思います。
- ・ 例えば、まず健全な水循環に関する課題が存在し、その課題の解決や改善に向けた取組が行われていることを確認したり、その取組に関する成果や実績が何らかの形で示されていることを確認するなど、要件をもう少しブレイクダウンした方がよい。

(辻村座長)

- ・ 案2の必須条件の中身や表現ぶりについては、いただいたご意見も参考にしながら、より伝わりやすい表現に整理していく必要があるのではないかと思います。
- それでは、木場委員お願いします。

(木場委員)

- ・ 私自身は、前回の検討会でもCSVの観点から意見を申し上げた経緯もあり、今回示された方向性については基本的に賛成である。
- ・ これまではCSR的な活動が主な評価対象となっていたが、今後は、本業・社業を通じていかに社会課題を解決していくか、また、その取組を継続的に実施できるかという点が重要になると考えている。
- ・ さらに、その取組が他の企業にも波及し、「他の会社が見習いたい」「やってみたい」と思わせるような影響力やインパクトを持つことも重要である。先ほども申し上げたが、そのような点こそがADVANCED企業には求められるのではないかと考えている。
- ・ また、これまでは本業・社業として水循環に関わる取組を行っている企業は、認証制度の対象ではなかったが、今後申請できるようになることは、水と関わりのある事業を営む企業にとって非常に大きなプラスの材料になるのではないかと考えている。
- ・ また、先ほど議論となった審査項目③の「持続可能性」とも関係していると思う。大きく解釈すると、事業として自立しており、継続的に社会的価値を生み出し続ける仕組みを持っていることは、一時的なCSR活動や補助金に依存した取組とは異なり、長期的かつ安定的に水循環へ貢献できる基盤を有しているとも評価できる。
- ・ そのため、本業・社業に関わる企業の取組を認証対象として位置付ける今回の方向性については、私としては非常に賛成である。

(辻村座長)

- ・ 続いて、千葉委員お願いしたい。

(千葉委員)

- ・ 非常に難しい論点であると思うが、本制度の目的に改めて立ち返って考える必要があるのではないかと感じている。
- ・ このような認証制度を設け、企業の取組を評価・認証していくということは、その取組

が持つ価値を社会に示す必要があるということを意味している。裏を返せば、このような制度がなければ、その価値が十分に評価されないという課題が存在しているということである。

- ・水循環を守る取組は、極めて公共性の高いものであり、市場のメカニズムに任せておいてはいけない。そのため、企業活動によって生み出される社会的価値を適切に評価し、顕在化していくことが、この制度の前提となる基本的な考え方の一つにあるのではないかと理解している。
- ・そのような考え方に立つと、本認証制度が何を評価するのかという点については、その活動がどの程度公共性を有しているかということが、一つの重要な判断基準になるのではないかと思う。
- ・公共性という言葉は厳密過ぎるかもしれないが、仮にその認証制度がなければ、社会に十分提供されなかったであろう取組なのかどうかという視点は、1つの評価方法として有効ではないかと考える。
- ・逆に言えば、その取組が認証の有無に関わらず市場原理だけで十分成立するのであれば、制度として特別に評価する必要性は相対的に低くなるとも考えられる。余りに厳密なことを言い過ぎると、かえって制度の発展を妨げてしまう恐れもあるが、原則的には、その取組に要する費用を企業自身が負担しているのか、それとも顧客等に転嫁されているのかといった点や、その成果が広く社会に広がっているかという公共性を有しているのかは、一つの判断材料になるのではないかと思う。

(辻村座長)

- ・本制度がなければ過小評価されていたのではないかという視点は、大変興味深い考え方であると感じた。本制度が何を評価しようとしているのかという原点に立ち返って考える上でも、一つの重要な観点になるのではないかと思う。

(木場委員)

- ・先ほどの瀬田委員のご発言とも関係するのだが、企業にとっての認証や評価の在り方について補足したい。瀬田委員からもご説明があったとおり、GHGへの対応については、多くの企業が既に相当な経営資源を投入している。一方で、今後、本業・社業を認証対象として認める方向になった場合、水に直接関わる事業を営む企業は、自社の事業そのものとして人材や資金を投入することができるため、様々な取組を比較的实施しやすい立場にあると思う。
- ・これに対して、現在ACTIVE企業として認証を受けている企業の中には、本業として水を扱っているわけではないものの、限られた人材や予算の中で、できる範囲の取組を継続しながら努力している企業も少なくない。
- ・そのような状況を考えると、ADVANCED企業の制度を導入し、本業・社業の企業を認証対象に含めた場合、水関連の事業を本業とする企業がADVANCED企業の大半を占めるような状況になる可能性もあるのではないかと感じている。

- ・そうすると、限られた条件の中で努力している企業と、本業として大規模な取組を展開できる企業との公平性をどのように確保するのかという視点が重要になるのではないかと思いますので、今後認証制度を変えていくプロセスの中で十分に整理しておく必要がある。

(辻村座長)

- ・今のご指摘は、非常に重要な論点であると改めて感じた。
- ・確かに、ADVANCED企業については、リーダー的な立場で水循環に関する取組を牽引する企業を評価し、応援していくことが制度の大きな目的であり、本業として水に直接関わる企業が有利になりやすい構造は確かにあると思う。
- ・ADVANCED企業の制度の創設当初においては、そのような企業が多く認証されることもある程度は自然な流れかもしれない。しかしながら、将来的にADVANCED企業の大半が水関連事業を本業とする企業のみになってしまうと、それはそれで制度の本来の趣旨とは少し異なってくるようにも感じる。
- ・その点で言うと、現行の資料1に示されている審査項目①を見ても、「水使用量に対する涵養量」「事業活動における水量の把握」「法定排水基準を上回る水質管理」といった項目は、水に直接関わる事業を営む企業でなければ設定が難しい指標になっている。
- ・そういう意味では、先ほど浅井委員や瀬田委員からご指摘があったように、企業ごとの状況や特性に応じて、自ら設定した目標やKPIによって評価できるような柔軟性を持たせることは非常に重要なものかもしれない。
- ・また、水に直接関係している企業についても、先導的な取組を実施しているケースは当然あり得るので、そのような取組についても、きちんと評価の対象となるような評価項目を考えていく必要があると思う。

(瀬田委員)

- ・今のご議論は非常に重要な論点であると思って伺っていた。
- ・先ほど千葉委員からご発言のあった「公共性」という考え方は、一つの重要なキーワードではないかと思う。また、木場委員からのご提言についても、その公共性という観点から整理することができるのではないかと考えている。
- ・公共性という概念は、「健全な水循環」という考え方とも深く関係していると思う。すなわち、自社の利益のみに資する取組ではなく、流域全体の利益や価値の向上につながるものであることが重要である。
- ・言い換えれば、先ほどの議題でも議論となった「流域における共通の水課題の解決」に資する取組であるかどうかという視点と重なるものであり、公共性とはまさにそのような考え方を指しているのではないかと思う。
- ・そのように整理すると、企業活動によって生み出される利益については、当然ながら企業自身が利益を得る部分もあるが、必須項目の一つとして挙げられている自治体や

NGO、NPO等との連携という観点は、企業以外のステークホルダーも公共的な価値や利益を享受しているかどうかを確認するための項目として位置付けることができるのではないかと思いますので、単なる連携の有無ではなく、取組によって創出された価値が個社の利益にとどまらず、ステークホルダーにも共有されていることを確認するものであるという点が分かるように整理することが重要だと感じた。

(千葉委員)

- ・そもそも論になるが、異なる性質の取組を同じ土俵で比較することが可能なのかという点も気にはなっている。
- ・特に、先ほどから議論になっている公平性という観点を重視するのであれば、比較の土俵自体を分けてあげたほうがよいという議論もありえる。
- ・本業・社業として水循環に関わる取組を行っている企業と、そうではない企業とで厳密に線引きするのは難しいと思うが、例えば、自己申告でもある程度機能するかもしれない。

(辻村座長)

- ・そもそも比較すること自体が可能なのかというご指摘は、非常に本質的で重い論点であり、検討が必要であると感じている。
- ・仮に水に直接関わる企業とそうではない企業で、そもそもの土俵を分けると制度設計そのものにも関わってくる話になる。例えば、ADVANCED企業を一括りに評価するのではなく、本業・社業として水に関わる企業と、それ以外の企業とを区分して評価するような仕組みも考えられるかもしれない。
- ・公平性という観点からは、今の千葉委員のご発言は非常によく理解できる一方で、制度の入口の部分に関わる話でもあるため、今後慎重に検討していく必要であると思う。

(浅井委員)

- ・先ほど議論にあった、「制度がなくても市場の中で自然に評価され、取組が進むのであれば、必ずしも認証の対象とする必要はないのではないか」という考え方については、そのとおりであると感じた。
- ・その一方で、現状では健全な水循環に関する取組が社会全体で十分に認識されているとは言い難いので、まずは、そういった取組を積極的に認証し、広げていくことが重要であると考えている。
- ・ただし、今後、健全な水循環への取組が社会の中で広く浸透した場合には、その評価の仕方も変わっていくので、制度そのものを継続的に見直し、アップデートしていくという視点は重要であると感じている。

(辻村座長)

- ・まさにその点は非常に難しい論点であると感じている。
- ・一方で、ADVANCED企業を流域におけるリーダー的存在として捉えた場合、水に直接関わる事業を営んでいる企業だけが対象となるのかということ、必ずしもそうではないので

はないかとも思う。

- ・例えば、地域の金融機関がADVANCED企業になる可能性を考えると、水そのものを扱う事業ではないものの、地域における様々な企業や団体、さらには地域課題に関する情報を幅広く保有している。
- ・例えば、水の関係の取組をするというときに、そのため、水循環に関する取組を進めようとする企業や団体に対して、「こうした活動を行っている企業がある」といった形で情報をつなぐ役割を果たすことができる。そうすることで、これまで個別に縦割りでやっていた取組が水平につながり、新たな連携が生まれるきっかけとなることも考えられる。
- ・さらに地域によっては寄附や助成等を通じて活動を後押しし、取組の継続や拡大を支援している事例もある。そうした取組を考えると、人をつなぎ、資金面でも活動を支援するという役割は、水循環の推進においても相当重要な意味を持っているのではないかと思う。
- ・それが、ADVANCED企業の認証基準になるかは別として、水に直接関係しないような企業の取組をどのように評価していくかは、難しい論点ではあるが、引き続き一緒に検討していければと思う。

(木場委員)

- ・今の銀行の例のように、銀行がつなぎ役として、企業や自治体、NPOが連携している場合、現状は、グループとして申請することはしていないので、それぞれの主体が個別に申請することになるのか。

(事務局)

- ・現状は、共同体での申請は認めていない。

(木場委員)

- ・現状ではグループ認証は認められていないとのことであるが、今の議論を聞いていて、今後はそのような仕組みもあり得るのではないかと感じた。

(事務局)

- ・ADVANCED企業においては、団体での申請も考えられるので、その場合はその団体を代表する企業が申請することになると考えている。

(木場委員)

- ・例えば、3社で連携して1つの事業に取り組んでいる場合は、どうなるのか。

(事務局)

- ・JV的のような形態で、申請することはあり得ると考えている。

(辻村座長)

- ・申請主体をどのようにするかは別途議論が必要だと思うが、活動としてグループによる取組を評価することについては、少なくとも現段階で排除しているわけではないという理解でよいのではないかと思う。

(事務局長)

- ・やはり本制度は企業認証制度であることから、基本的には企業単位で、どのような活動を行っているのかを評価する仕組みとして考えている。
- ・なお、本日お示しした資料には表彰に関する整理も掲載しているが、この点については事務局内でも様々な議論があった。表彰は設けないほうがよいのではないかという意見もあったが、是非入れるべきであると考え、今回資料に盛り込んでいる。
- ・認証と表彰は必ずしも同じ概念ではないと考えている。認証は企業を対象とするものである一方、表彰については活動そのものを評価対象としている。したがって、表彰の対象には、企業単独の取組だけでなく、複数の企業や団体が連携して実施している活動も含まれると考えている。

(辻村座長)

- ・本制度は、あくまでも企業登録・認証制度であるため、認証の対象は企業であり、表彰については、企業そのものではなく、取組や活動を対象として評価するという考え方で整理しているとのことだが、木場委員、今の整理でよろしいだろうか。

(木場委員)

- ・今のご説明を伺って、認証と表彰の整理について理解した。その整理でよいと思う。

(辻村座長)

- ・せっかくの機会でもあるので、ご出席いただいている関係省庁の皆様からご意見をいただければと思う。本日ここまで議論してきた認証制度や表彰制度の在り方、評価軸や審査項目の考え方についてでも結構であるので、ご所感やお気づきの点があれば、ぜひご発言いただきたい。
- ・それではまず、林野庁にお願いしたい。

(林野庁)

- ・本日参考資料2として紹介いただいたが、林野庁では、本年3月に企業による森づくり活動を後押しすることを目的として、またTNFDレポート等への活用も視野に入れながら、森林の水資源涵養量を評価する簡易手法を公表したところである。
- ・本日の資料1の5ページにおいても、審査項目①の中で林野庁の手法を例として紹介いただいている。
- ・本日の議論では、国際的な認証制度との接続性、日本独自の視点について意見があったが、この手法についても、当初は国際的な基準との連携や認知を目指して検討を進めていた経緯がある。
- ・その過程でCDP等に対しても説明を行ったところ、「この手法は日本国内での活用を前提に、日本の森林や気候条件を踏まえて構築されたものであり、日本の専門家が妥当と判断するのであれば、必ずしも国際的な認証や承認を得る必要はない」という趣旨の意見もいただいた。ただ、海外の投資家や関係者がTNFD等の文脈の中でその内容を理解できるよう、英語による解説資料を作成するとともに、CDPやTNFD事務局にも説明

を行い、日本独自の取組として理解を得ているところである。

- ・一方で、現在、多くの企業において本手法を活用した涵養量の評価が進められているが、その活用方法については注意を要する点もある。
- ・例えば、ある流域で工場等が水を利用している企業が、その流域とは別の地域に保有する社有林において涵養活動を行い、その結果をもってウォーターポジティブであると発信するケースが考えられる。ウォーターポジティブについては様々な考え方が存在するが、狭義の解釈では、例えば取水等を行っている流域と同一の流域、特にその上流域における取組との関係性が重視される場合がある。
- ・ただし、我々が公表した手法を用いると、一定の条件を満たせば涵養量そのものは算出できてしまうので、その数値のみをもって「涵養に貢献している」と発信した場合には、グリーンウォッシュではないかとの批判を招く可能性があるとの指摘を専門家から受けている。
- ・その意味で、林野庁としても、自ら作成した手法がどのように活用されるのかについて、引き続き注意深く見ていく必要があると考えている。

(辻村座長)

- ・この手法については、私自身も大変興味深く拝見した。特に、森林総合研究所の15流域を対象としてキャリブレーションを行っている点などは、非常に丁寧な検討に基づいて構築されているものと受け止めている。
- ・やはり重要なのは数値そのものだけではなく、その数値がどのような取組や活動に基づいて算出されているのかというプロセスの部分であると感じている。
- ・逆に言えば、そのようなプロセスが適切に伴っていることを確認した上で、この手法によって得られた数値を活用するのであれば、林野庁の手法そのものの信頼性や価値をさらに高めることにもつながるのではないかと感じ、本日の認証制度における評価の考え方とも通じる部分があると思いながら、お話を伺っていたところである。

続けて環境省も、ご所見などをいただければと思う。

(環境省)

- ・ありがとうございます。
- ・環境省としても、現在、どのように持続的に良好な水環境を形成・維持していくかという観点から検討を進めているところである。
- ・水質汚濁防止法というのは、公害問題が深刻であった時代に構築された制度設計のまま今まで運用されてきた。
- ・一方で、水環境を取り巻く課題は多様化しており、健全な水循環の実現に向けて地域で行われている様々な取組を、どのように持続可能なものとしていくのかという視点や、それに対して水環境行政としてどのような制度的アプローチができるのかという議論が、十分ではないとの認識を持っている。
- ・こうした問題意識の下、昨年12月に小委員会を設置し、水制度の在り方について検討を

開始したところである。

- ・また、本年6月30日には、「良好な水環境の保全と活用に向けた制度の方向性と論点」を取りまとめ、まずは課題整理の段階として幅広い議論を行ったところである。
- ・本日議論されている内容は、この検討とも非常に親和性が高いと感じている。環境省としては、地域の様々な団体や自治体、地域の住民団体の取組をいかに持続可能にしていくかという観点から検討を進めている。
- ・その際、水質汚濁だけでなく、地域社会とのつながりや生態系の状況などの評価を取り入れた上で、良好な水環境をどう持続的に担保していくかという検討を始めたところである。
- ・その意味で、本日議論されている認証制度や評価の考え方は、環境省における制度検討とも方向性を共有する部分が多く、両者が同じ方向を向きながら、連携して取組んでいく必要があると思う。

(3) その他

(辻村座長)

- ・ポスターは、委員の皆様のご所属機関に掲示いただくのもいいと思う。大学生も興味がないわけではなく、どのような企業が水循環に関する活動に取り組んでいるのかが分かると、将来的な就職先の選択にもつながると思うので、ぜひ検討していただきたい。

(千葉委員)

- ・先ほど、そもそも同じ土俵で比較してよいのかという話をしたが、改めて考えると、本業・社業に関わる企業とそうでない企業とで評価の枠組みそのものを分けるということになると、評価基準全体や制度設計そのものを見直す必要が生じることになるので、既に認証を受けている企業が存在していることを考えると、そのような大きな制度変更は現実的には難しい面もあるのではないかなと思う。
- ・そのため、公平性という観点では課題が残るかもしれないが、一つの対応としては、現在見直しを進めている審査基準の中で工夫を行い、本業として水に関わる企業だけが過度に有利にならないような評価の仕組みを検討するという方向性も考えられるのではないかなと思う。
- ・例えば先ほどの公共性の観点や、取組の実施に至るまでの努力軸みたいところで評価していくようなことも考えられると思う。
- ・一つの到達点に至るまでの道筋を複数認めるような考え方、すなわち同じ成果であっても異なるアプローチや貢献の仕方を評価できるような基準設定の方法はあり得るのではないかなと思う。

(辻村座長)

- ・ありがとうございます。

- ・ご指摘いただいた内容については、今後の制度設計や審査基準の検討に当たって参考にさせていただきたいと思う。そのほか、委員の皆様からご意見等が特段ないようであれば、本日の議論を踏まえた総括をさせていただきたい。
- ・本日は、大変貴重な御意見を数多く頂戴した。その中で、今後の検討に向けた重要な論点も数多く示されたものと認識している。
- ・まず、本制度の目的については委員の皆様の間でおおむね共有されており、また、事務局から提案のあった4つの評価軸についても、基本的な方向性としてご賛同いただけたものと受け止めている。
- ・その一方で、審査項目等については、プロセスをどのように評価していくのかという視点も含め、今後も検討していく。
- ・また、国際的な認証制度との接続性についても、本日、おおむね同意を得たと理解しているので、今後は、日本の特徴も生かしつつ、国際的な認証制度との接続性も見据えた制度設計を検討する必要がある。
- ・本制度をより良いものにしたいという思いは、委員の皆様と事務局で共有できているものと感じている。今後も皆様のお力添えをいただきながら、制度の充実に向けて検討を進めてまいりたい。

【閉会】

（玉置審議官）

- ・本日も、委員の皆様には活発なご議論をいただきましてありがとうございました。また、辻村座長におかれましては、円滑な議事運営をありがとうございました。
- ・座長からも総括いただいたが、本日の議論を通じて、今後の制度設計を考える上で重要な視点やキーワードが数多く示されたと認識している。
- ・まず、日本の独自性をしっかり要件に含めながら、国際的な認証制度との接続性を意識した制度設計の重要性について、ご意見をいただいた。また、目標だけではなく、そこに至るまでのプロセスを重視していくことの重要性に関する話もあった。
- ・さらに、ADVANCED企業の評価基準や本業・社業の取扱いに関しても、まず企業が社会課題を適切に認識していることが重要であり、自らが関わる地域や流域にどのような水に関する課題が存在するのかを理解した上で、それに対して何ができるのかを主体的に考えることが大事なものであると改めて認識したところである。
- ・また、「公共性」という言葉が非常に重要だと感じた。私の中ではコモンズという言葉イメージした。企業自身もその地域の水循環の中の一員として、単に商品を売るとかではなく、実際に結びついて取組んでいるというコモンズ的な対応、それが公共性にもつながっていくと感じている。
- ・今日、委員の皆様からは、本制度に足りない部分をご意見としていただいたので、事務局としても、ご意見を踏まえながら整理を進めていきたい。

- ・引き続き、委員の皆様にはご指導、ご助言いただければと思う。

(事務局)

- ・皆様、本日は御多忙の中、熱心な御議論をいただきまして、誠にありがとうございました。今後は、参考資料 1 に記載のとおり、第 3 回検討会を令和 8 年 11 月から 12 月頃、第 4 回検討会を令和 9 年 2 月から 3 月頃に開催を予定しております。具体的な日程につきましては、改めて調整させていただきますので、引き続き、御協力いただけますと幸いです。

それでは、これをもちまして、「第 2 回水循環企業登録・認証制度のあり方検討会」を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。